日本放送協会放送受信規約の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第３項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約の一部を次のように変更し、平成24年10月１日から施行することになりましたので公告いたします。

平成 24 年６月 13 日　　日本放送協会

１）第３条第２項の次に次の２項を加える。

３　第１項または第２項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行うことができる。この場合においても、第１項または第２項に規定する事項を届け出るものとする。

４　前項による放送受信契約書の提出があった場合、ＮＨＫは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。

２）第４条第２項中、「前条第２項」の次に「もしくは第３項」を加えるほか、「記載事項」を「内容」に改める。

３）第４条第３項中、「前条第２項」の次に「または第３項」を加えるほか、「記載」を削る。

４）第５条第１項中、「その種別」の次に「および支払区分」を加えるほか、第５条第１項中の表を次のとおり改める。

種　別	支 払 区 分	月　　額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	6,980円	13,600円
	継続振込等	1,275円	7,270円	14,160円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,370円	24,090円
	継続振込等	2,220円	12,660円	24,650円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,430円	10,580円
	継続振込等	1,005円	5,730円	11,180円

また、「この表において「口座・クレジット」とは第６条第３項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第４項に定めるその他の支払方法をいう。」を加える。

５）第５条の２の見出し「多数契約一括支払に関する特例」の次に「（多数一括割引）」を加える。

６）第５条の２第１項中、「放送受信料額から」の前に「支払区分が継続振込等の」を加えるほか、「ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件である１の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星契約の契約件数が９件である沖縄県の区域に居住する１の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。」を削る。

７）第５条の２第１項の次に次の２項を加える。

２　前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件（沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあっては、96件（６か月前払額または12か月前払額である場合に限る。）、97件、98件または99件とする。）である１の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

３　第１項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が９件（６か月前払額または12か月前払額である場合に限る。）である沖縄県の区域に居住する１の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

８）第５条の２第２項中、「前項」を「前３項」に改め、同項を第４項とする。

９）第５条の３の見出し「団体一括支払に関する特例」の次に「（団体一括割引）」を加える。

10）第５条の３第１項中、「放送受信料額から」の前に「支払区分が継続振込等の」を加えるほか、「ただし、」の次に「特別契約を締結している放送受信契約者が、」を加える。

11）第５条の３第２項中、「放送受信料額から」の前に「支払区分が継続振込等の」を加える。

12）第５条の４第１項中、「口座振替等」を「支払方法」に改める。

13）第５条の５の見出し「事業所契約に関する特例」の次に「（事業所割引）」を加える。

14）第５条の５第１項中、「放送受信料額から」の前に「支払区分が継続振込等の」を加えるほか、「第５条に定める放送受信料額の」を「その」に改める。

また、「特別契約の順位で適用する」を「特別契約の順位で適用し、支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払うものとする」に改める。

15）第６条第３項中、「クレジットカード継続払」を「クレジットカード等継続払」に改めるほか、「クレジットカード会社」の次に「等」を加える。

また、「（以下口座振替、クレジットカード継続払および継続振込を「口座振替等」という。）」を削る。

16）第６条第４項中、「以下」を削る。

17）第６条第７項中、「当該請求期間分は」および「当該請求期間後の放送受信料については」の次に「支払区分が継続振込等の放送受信料額を」を加える。

18）第６条第８項中、「当該請求期間分について、」の次に「支払区分が継続振込等の放送受信料額を」を加える。

19）第６条第10項中、「クレジットカード継続払」を「クレジットカード等継続払」に、「放送受信料クレジットカード継続払利用申込書」を「放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書」に改めるほか、「クレジットカード会社」の次に「等」を加える。

20）第６条第11項中、「クレジットカード継続払」を「クレジットカード等継続払」に改めるほか、「放送受信料クレジットカード継続払利用申込書」を「放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書」に改める。

21）第６条第12項中、「クレジットカード会社」の次に「等」を加えるほか、「当該請求期間分は」および「当該請求期間後の放送受信料については」の次に「支払区分が継続振込等の放送受信料額を」を加える。

22）第７条第１項中、「のうちデジタル方式の放送」を削る。

23）第８条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の届け出が行なわれない場合において、ＮＨＫが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、ＮＨＫは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、ＮＨＫは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。

24）第11条第３項の次に次の１項を加える。

４　本条第１項から第３項までの返れいについて、ＮＨＫは、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第５条第１項または第２項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。